

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について (専決第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について (専決第2号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第2号))
- 日程第3 報告第4号 専決処分の報告について (専決第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第4 議案第46号 町道路線の変更について (下宇美～志免線)
- 日程第5 議案第47号 町道路線の変更について (下宇美4号線)
- 日程第6 議案第48号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第49号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第50号 宇美町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第51号 宇美町印鑑条例及び宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第52号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第54号 宇美町債権管理条例について
- 日程第13 議案第55号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第14 議案第56号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第15 議案第57号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第16 議案第58号 令和5年度宇美町一般会計補正予算 (第4号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について (専決第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)

- 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について（専決第2号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号））
- 日程第3 報告第4号 専決処分の報告について（専決第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第4 議案第46号 町道路線の変更について（下宇美～志免線）
- 日程第5 議案第47号 町道路線の変更について（下宇美4号線）
- 日程第6 議案第48号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第49号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第50号 宇美町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第51号 宇美町印鑑条例及び宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第52号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第54号 宇美町債権管理条例について
- 日程第13 議案第55号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第56号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第57号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第58号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第4号）

---

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	佐々木壮一朗
総務課長	工藤 正人	地域コミュニティ課長	太田 一男
シティプロモーション課長	瓦田 浩一	企画財政課長	中西 敏光
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	八島 勝行	健康課長	尾上 靖子
福祉課長	佐伯 剛美	環境課長	久我 政克
管財課長	矢野 量久	都市整備課長	藤木 義和
上下水道課長	前田 友博	学校教育課長	川畑 廣典
社会教育課長	竹下 健一	こどもみらい課長	飯西 美咲

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

なお、本会議終了後、全員協議会を開催する予定であります。

日程第1. 報告第2号

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。

それでは、報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページ目が専決処分書になります。

専決第1号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分す

る。令和5年9月27日、宇美町長安川茂伸。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

1、和解及び損害賠償の相手方につきましては記載のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

2、事故の概要でございますが、令和5年5月15日15時14分、宇美中学校前バス停付近の信号のない交差点で、一旦停止後、直進して県道福岡太宰府線を横断しようとしたところ、交差点の中央で対向車が急に右折してきたため、急停止したが、回避できず、公用車の右側ドアに衝突され、右側前後のドア等が破損したものでございます。

3、損害賠償の額及び和解の内容につきましては、(1)宇美町と相手方は、本件事故により、宇美町に13万9,800円の、相手方に11万4,000円の損害が生じたことを確認する。

(2)宇美町と相手方は、本件事故に関する過失割合が、宇美町20%、相手方80%であることを確認する。(3)宇美町と相手方は、本件事故に関する損害賠償額として、宇美町は相手方に対し2万2,800円の、相手方は宇美町に対し11万1,840円の支払い義務があることを認める。(4)宇美町は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償額として2万2,800円を相手方が指定する口座に支払う。(5)相手方は、宇美町に対し、本件事故に関する損害賠償額として11万1,840円を宇美町が指定する口座に支払う。(6)損害賠償の額のほか、本件に関し宇美町及び相手方の間には、互いに何ら債権債務のないことを確認するものでございます。

次の3ページ目に事故発生状況略図を、4ページ目に事故発生後の車両の状況写真を添付しておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、本件事故につきましては、令和5年9月27日に相手方と示談が成立しているものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長(古賀ひろ子) 本案件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分ですが、特に質疑がありましたら許可します。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子) ないようです。質疑を終結します。

では、報告第2号 専決処分の報告を受理いたします。

---

## 日程第2. 報告第3号

○議長(古賀ひろ子) 日程第2、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。報告を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。

報告第3号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、公用車物損事故の示談成立に伴い、損害賠償に関する補正を行うものでございます。

第2条で、収益的収支の収入におきまして、既決予定額9億3,795万9,000円を11万2,000円増額補正いたしまして9億3,807万1,000円に、支出で既決予定額8億6,724万2,000円を2万3,000円増額補正いたしまして8億6,726万5,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款下水道事業収益2項営業外収益7目雑収益4節その他雑収益11万2,000円の増額は、令和5年5月15日に県道福岡太宰府線で発生した自動車物損事故の相手方と令和5年9月27日に示談が成立したことに伴い、本件事故に関する事故保険金として受け入れるものでございます。

支出に移りまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費22節補償費2万3,000円の増額は、本件事故に関する事故損害賠償金として支払うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は7,235万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 本案件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分ですが、特に質疑がありましたら許可します。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

では、報告第3号 専決処分の報告を受理いたします。

---

### 日程第3. 報告第4号

○議長（古賀ひろ子） 日程第3、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。

報告第4号 専決処分の報告について御説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

専決第3号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分とする。令和5年10月30日、宇美町長安川茂伸。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

1、和解及び損害賠償の相手方につきましては記載のとおりでございます。

2、事故の概要でございますが、令和5年8月31日午前11時59分頃、滞納整理業務のため福岡市早良区へ向かう途中、福岡市南区井尻四丁目の須玖北一丁目交差点付近で中央車線から左車線へ車線変更する際、後方から左車線を直進してきた普通乗用車の車体右側面へ接触をした。相手方の車両は、右側面及び右前タイヤホイールへ直線状の傷が入り、右サイドミラーを破損したものでございます。

3、損害賠償の額及び和解の内容ですが、(1)宇美町と相手方は、本件事故により、宇美町に21万6,227円の、相手方に57万円の損害が生じたことを確認する。(2)宇美町と相手方は、本件事故に関する過失割合が、宇美町80%、相手方20%であることを確認する。

(3)宇美町と相手方は、本件事故に関する損害賠償額として、宇美町は相手方に対し45万6,000円の、相手方は宇美町に対し4万3,245円の支払い義務があることを認める。

(4)宇美町は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償額として45万6,000円を相手方が指定する口座に支払う。(5)相手方は、宇美町に対し、本件事故に関する損害賠償額として4万3,245円を宇美町が指定する口座に支払う。(6)損害賠償の額のほか、本件に関し宇美町及び相手方の間には、互いに何ら債権債務のないことを確認するものです。

3ページに参考資料を添付いたしております。上段に事故発生状況略図、中段に相手方車両写真、下段に公用車写真でございます。御確認をお願いします。

なお、本件事故につきましては、令和5年11月28日に相手方との示談が成立しております。また、相手方に対する損害賠償額につきましては、宇美町加入の全国自治協会自動車損害共済により、全額対応することとなります。

以上で報告を終わります。

○議長(古賀ひろ子) 本案件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分ですが、特に質疑がありましたら許可します。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子) ないようです。質疑を終結します。

では、報告第4号 専決処分の報告を受理いたします。

---

#### 日程第4. 議案第46号

○議長(古賀ひろ子) 日程第4、議案第46号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） それでは、よろしく願いいたします。

議案第46号 町道路線の変更について。

次のように町道路線を変更するものとする。令和5年12月7日提出、宇美町長安川茂伸。

路線番号581。路線名、下宇美～志免線。旧起点、明神坂二丁目4664番地の7、旧終点、光正寺三丁目4511番地の2。新起点、明神坂二丁目4664番7、新終点、光正寺三丁目4590番地9。重要な経過地、明神坂二丁目。

提案理由でございますが、道路法第10条第2項の規定により、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、町道路線変更位置図を基に御説明をさせていただきます。

対象となる路線は、旧勝田線跡地で、主要地方道福岡太宰府線の宇美橋付近から九州縦貫自動車道を抜けて、志免町との町境付近までの路線のうち赤色実線で示している区間を短縮し、旧町道宇美2号線との交差点までとするものでございます。

当該路線は、現在歩行者及び自転車専用道路として共用しておりますけれども、町の重要史跡である光正寺古墳公園に隣接しており古墳公園へのアクセス道路となっていることから、緑道内にある志免町との友好モニュメントから志免町側、こちら側につきましては緑道公園であることから隣接との整合性を図り、光正寺古墳公園の附帯構造物として一体的に公園管理を行うことで史跡保護と住環境を維持するものでございます。

簡単ではございますが説明は終わります。御審議をいただき、議決いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号 町道路線の変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5. 議案第47号

○議長（古賀ひろ子） 日程第5、議案第47号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 議案第47号 町道路線の変更について。

次のように路線を変更するものとする。令和5年12月7日提出、宇美町長安川茂伸。

路線番号107。路線名、下宇美4号線。旧起点、光正寺一丁目4435番地の3、旧終点、光正寺二丁目4488番地の11。新起点、光正寺一丁目4435番3、新終点、光正寺三丁目4543番4。重要な経過地は、光正寺二丁目でございます。

提案理由でございますけれども、道路法第10条第2項の規定により、町道路線を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、町道路線変更位置図を基に御説明をさせていただきます。

対象となる路線は、宇美川右岸側付近から北東に伸びている路線で、黒丸が起点、矢印は終点を示しております。

今回変更する箇所は、赤色矢印で示しており終点の位置が変更となります。

変更理由といたしましては、先ほどの下宇美～志免線の町道路線変更に伴い、既存の住宅に不利益が生じないよう下宇美4号線を延伸することで、接道を確保する必要があるためでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審議をいただき、議決をいただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号 町道路線の変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6. 議案第48号

○議長（古賀ひろ子） 日程第6、議案第48号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。

議案第48号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由でございますが、管理監督職勤務上限年齢制により降任となる職員等の職務について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページが改正する条例の本文、3ページが新旧対照表でございます。まず、この新旧対照表で若干説明をさせていただきます。

右が現行、左が改正案となっておりますが、最初に用語の整理といたしまして、別表第2、級別職務分類表の表題が標準的な職務となっていることから、改正案を見ていただければ分かりますとおり、1級から6級まで全てにおいて末尾に「の職務」を追加いたしまして、また文章のつながりから、読点の一部を「又は」に改正しているところです。そして、4級の最後に新しい職として「参事」を追加しているところでございます。

次の4ページに参考資料として、宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要についてを添付しております。

1の改正の趣旨でございますが、地方公務員法第28条の2に規定されている管理監督職勤務上限年齢制により降任となる職員等の職務を定めるとともに、用語について整理をいたします。

下の表にありますとおり、6級から4級までの職員は、定年引上げ後、全員4級に統一され、その際の職名が参事となるものでございます。

2の主な改正の内容ですが、60歳以降に降任となる職員の職務として、級別職務分類表の4級の職務に参事の職務を定めています。

係長それから主任主査につきましては、非管理職であることから管理監督職勤務上限年齢制の対象外であるため、60歳以降も同一級での任用となりますが、組織運営や組織の新陳代謝等の観点も踏まえ、この方たちも参事の職務に移行することとしているところです。

参事の職務につきましては、上司の命を受け、課の事務に参与するとともに、課の所掌事務を担当し処理することを想定しています。

最後に、3の施行期日ですが、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ちょっと質問をいたします。これまで再任用という形が取られていたと思うんですが、この今回の措置というのは、再任用と比較した場合に待遇の面ではどうなんですか。よくなるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 再任用につきましては、あくまでも一旦退職をして再度任用しますという形ですけれども、今回は退職するのではなく、管理監督職の勤務上限年齢制によりまして、6級から4級に下がる。退職ではなく、そのまま継続して職員として任用されるということで、4級職にとどまるわけでございますけれども、今の再任用制度の方たちについては、管理監督職等につきましては3級のほうに位置することになります。それ以外の方については、もともと3級等の方については2級ということで設定されておりますけれども、今回の場合は、4級それから3級ということで1つ級が上になりますので、この方たちが実際定年延長された後に、実際退職の年度を迎えた際には、その後、今再任用制度が暫定再任用制度というふうに変わっておりますけれども、そうなった際は、以前の再任用制度と同じ取扱いになってくるということになりますので、待遇としては、今回の管理監督職の勤務上限年齢制度で4級になる方たちのほうが全然給料的にはいいという形になります。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 一番気になるのは、実際に幾らぐらいの給料に下がるのかと。あるいはもらえるのかというところが非常に気になります。給料表でいくと、どの辺りの給料表になるのか。そこを回答していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 今回は給料表の中というか、基本的に、それまで収入として得ていた基本給の基本7割に設定をされますので、例えば40万での給料をもらっていた方であれば28万程度が保障されるような形になります。あくまでも給料表自体は4級のほうに行きますけれども、そのときにもらっていた基本給によって給料が変わってきますので、給料表の中にその額があるというわけではなく、それぞれの職員に応じて給料が変わってきますので、ちょっと給料の管理側としてはちょっと難しい形にはなりますが、そういう形での設定というふうになっています。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 基本7割に下がっていくということなんですが、その後はどうなるんですか。今回は、多分1年だと思うんですけれども、その次はまた定年が延びますよね。その際の給料の定期昇給というか、そういったものはきちんとあるんですか。どうでしょう、回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 基本的には、今、正規の職員も55歳を超えると定期昇給があつていませんので、当然60以降の方ももう昇給はないという形になります。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 先ほどの説明ですと、再任用とは違って、一旦退職という形ではなくて、もうそのまま働いてもらうという形になるということでしたが、そうなった場合に、退職金の計算というのは、これどうなっていくのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 退職金につきましては、やはり不利な計算法になつてはいけないというところで、国のほうもよく考えてありまして、当然60歳の最終のときが一番基本給が高いときになりますので、そこで一旦、基本的には年数分の率を掛けて60歳当時の基本給に応じて退職金が計算をされます。その後、延長された年数掛けることの働いた年数分をプラスする形で、退職金がプラスされる形になりますので、60歳で辞めたときに頂ける退職金に、定年延長後のものがプラスされるという形で考えていただいたらいいのかなと思います。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 条例上のポジションというのはよく分かりました。ただ、課長を経験して、その後参事ということになるんですね。課長を経験された方中心なんですけど、もちろん課長補佐でもいいんですけれども、これまで培ってきた経験や知識、これは相当大切な人材であると私は思っています。この方々が、この後やっぱりある程度のポジションというか、そういったものをきちんと確保しながらやっていくというのが、宇美町を、また役場をうまく運営するに当たっては、非常に大事じゃないかなと思つているところなんですけど、その辺りの運用をどういうふうに考えておられるのか、ぜひ回答していただきたいと思つています。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） この方たちの働く場所のこともありますが、まずは、幅広い職務における活躍を促進しまして、かつ、その多様な知識や経験をこの役場内で積極的に活用させていただくために、その役割を明確にして、本人のモチベーションを維持するということも非常に大事だと思つておりますので、それにより、組織への貢献を高める人事管理を行っていく必要があるというふうに考えています。

具体的な職務の検討や人事配置につきましては、大きく4つほど今考えているところがございます。1つ目は、これまで養ってこられました知識や経験、専門性を生かせる業務担当者として配置して、即戦力として活躍をしていただくこと。2つ目としては、特に困難な業務に関して自らが手本を示すなど、特定の業務に従事する若手職員の支援により、次世代への知見を伝承して

いただくというようなところ。3つ目は、言われましたように、管理監督職の経験のある方ですので、高齢期職員のマネジメント能力を生かして、担当課等における管理監督職のフォローやサポートを行っていただく。4点目が、管理監督職の経験で養った視点で見いだした具体的な業務改善などの課題について、担当として取り組んでいただくというようなところで、この4点を考えた上で配置を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号 宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第49号

○議長（古賀ひろ子） 日程第7、議案第49号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） では、引き続きお願いいたします。

議案第49号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由でございますが、宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の額の見直しに伴い、報酬額等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページから4ページまでが改正する条例の本文、5ページと6ページが新旧対照表となっております。

次の7ページに、参考資料といたしまして、宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要についてを添付いたしておりますので、これを

使って説明させていただきます。

1の改正の趣旨でございますが、日額で定めています特別職の職員で非常勤のものの報酬及び町外委員への費用弁償について、見直しを行うというものでございます。

2の主な改正の内容でございますが、まず、報酬額の改定についてですが、日額の報酬を受ける特別職の職員の報酬額について、職務の種類、勤務の程度及び近隣町の状況を鑑み、報酬額を以下の表のとおり改定いたします。

基本1,500円のところを2,500円に改正していますが、これは1回2時間程度の会議を想定したとき、最低賃金が941円であることや、近隣町の額も参考に設定したものでございます。

このページの下の方、下から4つ目ですけども、図書館協議会会長の改正後の報酬額これについては1万円としておりますが、これは学識経験者に委嘱していることや、福岡県や近隣町を参考に設定しているものでございます。

次の8ページの表の最後にあります予防接種健康被害調査委員会の改正後の報酬額は1万3,500円としておりますが、これは、医師に委嘱していることや近隣町が職務内容を鑑み、見直しを行ってきた額に合わせる形で設定をしたものでございます。

次の(2)学校評議員の報酬に係る規定の削除についてですが、学校評議員については、当該職が担っていた学校を評価する業務が現在、学校運営協議会のほうに移行されているため、学校評議員の報酬に係る規定を削除するもので、この6ページの新旧対照表の下から2つ目で削除ということで表記をしております。

戻りまして8ページでございます。

次の(3)町外委員の費用弁償額の見直しについてですが、町内委員の費用弁償額を一律500円と規定をしておりますが、町外の宇美町寄りの地域にお住まいの委員の費用弁償の額が、計算しますと町内委員を下回るケースがございますので、町外委員で費用弁償額が500円を下回る場合は500円と規定をするものでございます。

最後に、3の施行期日ですが、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(古賀ひろ子) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員(9番 鳴海圭矢) この特別職の費用弁償に関しては、私も以前からちょっと安すぎるんじゃないかなと思っていたので、引上げという点では妥当ではないかなというふうに思うわけなんですけど、これをこの時期に引上げとなったというのは、前々から議論を重ねていて、たまたまこの時期になったのか。また、県なり国なりから費用弁償を引き上げたほうがいいですよという

通達か、何らかの法令に基づいたものなのか。そういったことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 言われるとおり、以前からこの1,500円が安いというのが宿題にはなっていたところで、近隣町のほうが、特にこの2,500円という金額に徐々に合わせていったところでの改正ということもありますが、特に今、一回一回の会議の時間が長くなってきている現状がございます。特に最近ありましたところという総合計画審議会等は、1日ばかりでやっていたような会議等もあった中で、1日で1,500円しか出ないというところがどうなのかという話もございまして、ちょっと1日ばかりとかいう会議は例外ではあると思うんですけども、例えば午前中の10時で設定したときに午前中で終わるような、1時間から2時間程度かかるような会議等が今非常に多くなってきておるといふところもあり、今回の最低賃金が上がってきたというところも鑑みまして、この改正に至ったという経緯がございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号 宇美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8. 議案第50号

○議長（古賀ひろ子） 日程第8、議案第50号 宇美町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第50号 宇美町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和5年12月7日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、宇美町消防団設置等について、所要の規定を整備する必要があるた

め、議会の議決を求めるものでございます。

次の2ページをお願いいたします。

改正条例の本文でございますが、附則にありますように、この条例は、公布の日から施行することとしております。

3ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

改正内容をここで御説明をさせていただきます。右が現行、左が改正案となっておりますが、第1条では、引用しております消防組織法の改正による、条ずれに合わせて改正をしております。

第2条では、規定となる法律の条項を加える改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） この改正案では、消防法の規定に基づきというふうに改めているんですが、今度の改正することによって、具体的に何か内容に変更が起きるのか。それとも、これは単純に文言を整理するために改めただけなのか。その点について説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 今回の改正につきましては、消防団の設置とか名称、区域となる、単純に申しまして文言の整理ということでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号 宇美町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 議案第51号

○議長（古賀ひろ子） 日程第9、議案第51号 宇美町印鑑条例及び宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） 議案第51号について御説明をいたします。

議案第51号 宇美町印鑑条例及び宇美町手数料条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されたことに伴い、印鑑登録証明の申請の方法等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案の2ページから4ページが改正条例の本文、5ページから7ページが新旧対照表、8ページが参考資料となっております。

内容につきましては、8ページの参考資料で御説明をいたします。

まず初めに、概要について御説明いたします。

令和5年5月11日から、個人番号カードの交付を受けた方について、スマートフォンに利用者証明用電子証明書を搭載できるようになりました。

これまで、個人番号カードの電子証明書を使わないと受けられなかった、マイナポータルなどの様々なサービスが、電子証明書を搭載したスマートフォンだけで利用できるようになります。

このことを受けまして、当町が実施しておりますコンビニ交付サービス及びらくらく窓口証明書交付サービスにおきましても、電子証明書を搭載したスマートフォンでの利用を可能とするよう制度を改めるものでございます。

次に、改正の内容について説明いたします。

まず、宇美町印鑑条例の改正内容でございますが、印鑑登録証明の申請に係る規定のうち、コンビニ交付及びらくらく窓口証明書交付の申請方法を改正するものでございます。

表には、現行と改正後の内容について記載しております。現行では、電子証明書が記録された個人番号カードを利用して申請と規定し、個人番号カードの利用に限定しておりましたが、改正後は、単に電子証明書を利用して申請と改め、スマートフォンに搭載した電子証明書による申請を可能とするものでございます。

次に、宇美町手数料条例の改正内容ですが、別表第1中、印鑑登録証明書及び住民票の写しの交付手数料に係る規定の関係箇所を改正するもので、現行の個人番号カード利用交付の場合とあるのを電子証明書利用交付の場合に改めるものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和5年12月25日としております。

なお、役場の窓口においておりますらくらく窓口証明書交付サービスにつきましては、この施行日からサービスを開始できますが、コンビニエンスにおけるコンビニ交付サービスにつきましては、それぞれのコンビニ事業者の準備が整ってからということになっておりますので、年内に

は、株式会社ローソンそれからファミリーマートこの2社が東京都内の店舗のみでサービス開始、その他の全国展開するのは、来年の1月22日からというふうに聞いております。また、他のコンビニ事業者については、今のところ情報が入っておりませんのでお知らせしておきます。

以上で説明終わりますが、御審議の上、御議決いただけますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号 宇美町印鑑条例及び宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第52号

○議長（古賀ひろ子） 日程第10、議案第52号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） よろしく申し上げます。

議案第52号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出します。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページが条例の改正文、3ページから4ページが新旧対照表、5ページが参考資料でございます。

改正の概要につきましては、5ページの参考資料で御説明させていただきます。

1、改正の趣旨でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども

も・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものです。

2、改正の内容ですが、認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置等の認可に係る都道府県知事への事前協議を事前通知とする改正が行われたことにより項ずれが生じたため、この法を引用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準について所要の改正が行われました。本改正箇所については、宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例において、認定こども園の根拠として引用しているため、所要の改正を行うものです。

3、施行期日は、公布の日からとなります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） その改正の内容の中で、この認定こども園の設置等の許可に関わる、要するに都道府県知事への事前協議を事前通知とする改正が行われたということで、申し訳ないんですけども、事前協議が事前通知に変わることによって、どういう影響が出るのかというのが、ちょっと私違いがよく分からなかったもので、説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） ここに書いてありますように、今までは協議が必要だったものが、通知をすればよくなるということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時49分休憩

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**日程第11. 議案第53号**

○議長（古賀ひろ子） 日程第11、議案第53号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。議案第53号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、勤勉手当の支給等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページが改正する条例の本文、3ページから4ページ、5ページまでが新旧対照表となっております。

次の6ページに、参考資料といたしまして、宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要についてを添付しております。これを使って説明させていただきます。

1、改正の趣旨でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったため、改正をするものです。

また、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改正することとするため、改正を行うものでございます。

2の主な改正の内容でございますが、1つ目の会計年度任用職員の勤勉手当については、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう条文を追加いたしまして、支給月数については、職員に準じるよう改正を行います。

現在の職員の勤勉手当の支給月数は下の表のとおり、6月期、12月期ともに1.0月で計2.0月となっております、これと同じになるものでございます。

2つ目は、会計年度任用職員に係る給与改定等の実施時期の変更についてですが、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与について、改定の実施時期これは遡及適

用等でございますが、これを常勤職員と同じ取扱いといたします。

現在、会計年度任用職員の給与の改定が、翌年度の4月1日適用となっているものを、常勤職員に合わせて当該年度の4月1日に遡って適用することができるようになります。

最後に3の施行期日ですが、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 今回の改正によりまして、きちんと期末勤勉手当が支払われると、改正には大賛成でございますし、本当にありがたい改正だと思っています。

ただ、一つ気になるのが、130万円の壁という言葉がありますね。今、ほとんどの会計年度任用職員の方が扶養に入られて、ここでいいますと厚生年金とかあるいは社会保険の加入は扶養の範囲内でやってあるという方が主だと思っております。

それで、実際、何日間働けばこの130万円以内に収まるのか、そのあたりを詳しく教えていただけませんか。多分、月10日で1年間働いたら若干超えるぐらい、130万円超えるぐらいと私も試算しているんですけども、そのあたりをまずお答えいただけてよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） お答えするに当たりまして、この会計年度任用職員の日給等の単価については、職に応じて変わる部分がございますので、一般の事務補助について参考にした説明をさせていただきますと思います。

一般事務補助の場合については、まず1年目なのか、それとも2年目以降の経験がある者なのかで、また単価が変わってくるころではございますけども、最初の1年目の事務補助の雇用となった場合には、1年間通して雇った場合に10日——月10日までであれば何とか130万円に収まるということで、月11日間で年間雇った場合は130万円を超えるということになります。

それから経験者というか、2年目以降、1年以上の事務経験のある会計年度の場合は若干単価が上がってくることもあり、日数がちょっと変わってきまして、この場合は年間を通して9日間であれば130万円を超えませんが、こちらの場合は、年間毎月10日を12か月仕事をしていただいた場合には、期末手当、勤勉手当を含めると10日で130万円を超えるというような状況になります。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 考えとしては、月、基本は10日で働きながら最終的に調整をするような、例えば11月、12月で9日にして、月9日でやるぐらいだったら何とか収まるんじゃないかな

いかなと思っております。

気になるのが役場で雇っている方、そういった雇用の調整をしながら雇うということで、当然ながら、今までしっかり働いていただいていた会計年度任用職員の方はフルで雇うと扶養の範囲を超えてしまうということで、勤務日数が減ってしまうということですが、そうなった場合、一般の職員、ここにおられる皆さん方もそうなんですけれども、そういった方々に大きな負担が生じるんじゃないかなと、その分、人数を増やしていけば、それほどの負担増にはならないと思いますけれども、人数がそのまま雇用の調整を行っていった場合には、一般職員の方に負担が生じていくんじゃないかなということが懸念されています。

負担が生じるとなると、やはり時間外等が増えてしまう、そうなる職務がきついか、そういったことも発生するでしょう。そのあたりの考え方、どのようにして今後対応していこうと考えているのか、方針をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） それでは、今、丸山議員のほうから例として挙げられました、例えば、11月と12月を1日ずつ減らして調整するとか、当然そういうのもあるかと思いますが、そうすると、月に1日減という形に、2か月だけですけど、なるような形になると思いますが、この調整については、あくまでもこの方たちは一般の事務補助ということでございまして、仕事のやり方等を見直すことによって、会計年度さんの中でそれを全部やっていくということ自体は問題ないのかなというふうには考えてはいるところではあります。といいますのも、会計年度さんもう1年目から年間通して働かれれば、有給休暇等も発生してきますので、9日働いたということにはなりますけども、そのうち1日は有給休暇を取られるということも当然考えられます。

そうしたときは、本人さんの中で与えられた仕事を9日ではなく8日間で達成するという調整をやられているところもありますので、そういうところが1つあるかなというところがあります、1つの例として。

もう1つは、実は、宇美町は宇美町自体のローカルルールを持ってまして、実は、これまで一般の事務補助については全額の補助、100%の補助がある場合を除きまして、原則として期末手当を支給しない範囲内で雇用してくださいということをルールとして決めておりました。この期末手当を支給しない範囲というのは、月8日から9日の勤務で年間103日以内という、ちょっと厳しいルールをつくっておったわけですけども、今回は、この勤勉手当の支給が始まるということもあり、このローカルルールを撤廃してございまして、もう期末勤勉手当を一般事務補助ももう払うというところで、そうすると、もともと130万というよりも随分少ない金額で年間雇用しておったところが、丸山議員が言われます130万までは仕事ができるということになりますので、そうしたところでも期末手当と勤勉手当が払われることになるので、その分が増

える分は仕事ができないというところがありますけども、もともと絞って雇用しておりましたので、8日から9日勤務であった方たちが、今回、逆に9日または10日程度仕事に来る日数を増やすことができるというふうに、たまたまそういう厳しいローカルルールを持っていたところから逆転のパターンがちょっと発生しているというところも1つあります。その分は職員の負担にはならないのかなというところがあります。

ただ、議員が心配されているように、もともと期末手当を払っていた会計年度の職員については、これにプラス2か月分の勤勉手当が支払われますので、この分の額が仕事ができなくなるというところで懸念されていますように、その分日数が減る、そうしたところでの対応として一番に考えられるのは、これも先ほど議員のほうが言われましたけども、人数を増やしてというところがあるんですけども、これも今、人員確保というのが非常に会計年度さん難しい状況になってきておりますので、どうなのかなというところがあります。

これらに該当してくるのが、歴史民俗資料館とか図書館とかふみらぼとか、この辺でお仕事されている方たちはもともと期末手当をお支払いしていたので、ちょっと日数的に減ってくるのかなというところがございます。

そうしたところについては、やはりこれから仕事のやり方とか、させ方を工夫するなどして、職員に負担がかからないようにしていかないといけないのかなというふうに考えてはいるところですけども、まず勤勉手当が今回始まったことで、いろいろなことが変わってきておまして、総務課のほうもいろいろ試行錯誤をしておりますけども、今ちょうど予算の編成の時期ということもあり、各課に指示をしないといけないところですが、日々いろいろなことが分かってきておまして、各課のほうに迷惑をずっとかけている状況ではございますが、大体ある程度、この方向で予算計上してもらえればというところが固まってきておるところでございますけども、職員負担を減らすということも含めて、今いう制度改正の時期で、各課とも大変苦慮されているというところで、総務課も一緒になって協力しながら職員負担につながらないような、ならないような感じで制度設計をしていければというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） もともと宇美町役場はやはり職員の数が少ないなど、職員の皆さんには、大変きつい労働環境といったら言い過ぎかもしれませんが、なかなか大変な状況があるということは理解します。このあたり総務課もしっかり考えていただいて、対応していただいていると思いますけれども、せっきくの会計年度任用職員の給与改定、いいほうに捉えながら役場自体がしっかり回っていくようにやっていただけたらなと思っています。答弁は要りません。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） ここには、勤勉手当の支給が可能になったと報告がありましたけども、勤勉手当を支給するに当たって、職員さんに何か要件などがあるのか、どういったことで支給されるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） これは、我々職員と同じように、毎年毎年人事評価というのを会計年度任用職員も行っています。

基本的には、勤勉手当の支払いに該当する働き方をされている方には、全員一定の率でお支払いをするにはなりますけども、その勤務成績によって職員と同じように下がったり上がったというようなことにはなってくるというところで、一般的には、該当する全ての職員に一定の率の期末勤勉手当が支払われるという形にはなります。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第54号

○議長（古賀ひろ子） 日程第12、議案第54号 宇美町債権管理条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） よろしくお願いたします。

議案第54号 宇美町債権管理条例について御説明を申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由ですが、町民負担の公平性を確保するため、債権管理の適正化を図り、町が保有する全ての債権の取扱いについて、統一的な基準等について、所要の規定を整備する必要があるため、

議会の議決を求めるものでございます。

2ページから9ページまでが条例案、10ページから12ページまでに参考資料として、この条例案の概要を添付をしております。

説明につきましては、先に10ページのこの参考資料を用いまして御説明をさせていただきます。

まず、1、条例制定の趣旨につきましては、町が保有する全ての債権の取扱いについて、統一的な基準を定めることで債権管理の適正化を図り、町民負担の公平性を確保します。

また、債権の発生から消滅に至るまで、きめ細かな配慮と対応を適正に行うため、地方自治法や地方自治法施行令が規定していない事項を定めることで、効率的かつ効果的に収入未済額の削減を図り、健全な財政運営を実現することを目的とするものです。

次に、条例の概要について御説明をいたします。

本条例の全体構成は全18条となっております。新規設定の条例でございますので、少し長めになりますが、御了承をお願いいたします。

第1条は、この条例の目的を定めるものとなります。町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることで債権管理の適正化を図り、公正かつ健全な行財政運営につなげることを目的とします。

第2条では、この条例内で使用する各種用語の定義をします。町の債権、町税、公債権、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権、債権管理者の定義を定めるものです。

第3条では、他の法令等の関係として、町の債権の管理については、個別に法令、条例、規則などに定めがある場合を除き、本条例により事務処理を行うことを定めるものです。

第4条では、債権管理者の責務として、債権管理者は法令等の定めに従い、町の債権管理を適正に行う責務があることを定めるものです。

第5条では、台帳の整備として、町の債権を適正に管理するためには、この記録の整備が重要であり、台帳を整備することを定めるものです。債権の名称や債務者の氏名、住所など、台帳に記載する事項については施行規則により定めます。

第6条では、督促として、町の債権について履行期限までに履行されないときは、期限を指定して督促を行うことを定めます。期限につきましては規則で定め、督促の発付は原則、納期限は20日以内とし、督促の履行期限は督促を発した日から起算して10日を経過しとします。

第7条では、延滞金として、公債権については、履行期限の翌日から納付の日までの期間に応じ地方税法で定められた割合による延滞金を徴収することのほか、やむを得ない事情で納付が履行できなかった場合に延滞金の減免をすることができる旨定めるものです。

第8条では、遅延損害金として、前条の延滞金と同じく、履行期限までに納付されなかった私

債権については、遅延損害金を徴収することのほか、遅延損害金の割合及び端数処理については、前条第2項及び第3項の規定を準用することを定めます。

第9条では、滞納者情報の相互利用として、町の債権の管理に関する事務を効果的に遂行する必要があると認めるときは、法令等の規定に従い、必要な範囲内において情報を相互利用できることを規定します。

行政機関内で情報を共有することにより、町に対して複数の債務を抱える方や長期滞納の状況のある方を把握し、生活困窮状態にある方に対する迅速な対応につながるなど、債務者の利便性の向上と業務の効率化を図るものです。

第10条では、強制徴収公債権の滞納処分等として、納付資力があるにもかかわらず納付されない場合は、差押え等の滞納処分を執行することを定め、また生活困窮など一定の事由に該当するときは、猶予などの緩和措置を行うことを定めるものです。

第11条では、非強制徴収公債権及び私債権の強制執行等として、私債権等について督促後、相当期間を経過しても債務を履行しない場合は、強制執行等の手続を取ることを定めるものです。ただし、第14条の徴収停止や第15条の履行期限の特約等の措置を取る場合や、特別の事情があると認める場合には、この限りではないとするものです。

第12条では、履行期限の繰上げとして、町の債権について、債務者の履行が滞った場合や信用状態に不安が生じた場合は、債務者に対して履行期限を繰り上げる通知を行うことを定めます。履行期限の繰上げを行う場合の具体的な理由につきましては、施行規則により定めます。

第13条では、債権の申出等として、町の債権について、強制執行等を受けたことなどを知った場合は、直ちに債権の申出等の措置を取ることを定めるものです。債権の申出事由につきましては、施行規則により具体的に定めます。

第14条では、徴収停止として、非強制徴収公債権及び私債権で、履行期限後、相当の期間を経過しても完全に履行されないものについて、一定の事由に該当し、履行させることが著しく困難または不相当であると認めるときは、徴収停止の措置を取ることを定めるものです。

第15条では、履行延期の特約等として、非強制徴収公債権及び私債権について、債務者が無資力の場合など一定の要件に該当する場合には、履行期限の変更のほか、分割した履行期限を定めることができるものとするものです。

第16条では、免除として、前条の履行延期の特約などを行った場合において、5年を経過してもなお債務者が無資力などである場合には、弁済の可能性がないものと考え、債務等を免除することができる規定とするものです。

第17条では、非強制徴収公債権及び私債権の放棄でございます。債権を管理するに当たり、法令や条例を遵守することと同時に、効率的かつ合理的な処理が求められます。また、回収困難

な債権を長期間管理し続けることは合理的かつ効率的とは言えません。そこで、回収の見込みがない一定の要件を満たす場合には、債権の放棄ができ、会計上も不納欠損の処理を行うことができることとするものです。なお、当該債権を放棄したときは、議会への報告を行うことを定めるものです。

第18条では、委任として、この条例施行に關しての必要な事項を規則で定めることといたしております。

次に、2、債権管理条例制定に伴う関係条例の一部改正について。町税条例のほか8つの条例について、督促、延滞金に關する規定の改定を行うことといたしております。改正内容は、督促手数料の徴収に係る条文の削除及び債権管理条例において包括的に定めることとなる延滞金の条文の削除または改正になります。

3、督促手数料の徴収廃止について。債権管理条例の施行に伴い、納税者の利便性の向上、徴収コストの削減、業務の適法性の確保のため督促手数料の徴収を廃止をいたします。

次に、附則でございます。

附則第1項といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項で経過措置を。第3項及び第4項においては、延滞金に係る経過措置及び割合の特例を。第5項で遅延損害金の期間の特例を。第6項で、宇美町税外諸収入徴収条例の廃止を。7項から8ページ、9ページ、第15項までは、先ほど御説明いたしました督促、延滞金に關する定めめの改正として、町税条例等の一部改正を行うものです。最後に第16項では、督促手数料の廃止に伴い、経過措置について規定をするものです。

以上で説明を終わらせていただきますが、今後の債権管理につきましては、本条例に基づき債権の適正化を図るとともに、町民負担の公平性の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今回、債権の管理について、細かく規定が定められるということで、これはもう全国の自治体では、こういう大きな流れとしてこういう流れなのか、近隣の自治体でも大体、こういう債権の管理については、こういった方針に基づいてされているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） まず、この債権管理条例については、全国的にももう市レベルになると大体の市はこの債権管理条例を持っております。時期的なものもありますけれども、結構前の段階から、当然、債権管理の条例を施行している市等は多いというふうに思っております。

福岡県の60市町村でいきますと、その中では29という状況でございますけども、中にはやはり町村等がございますので、先ほど言いましたように、市あたりになりますと債権条例の設定をしておるということでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） なかなか大変な条例作成、本当にお疲れさまでございました。

ここで1つ確認していきたいんですけれども、今後の特に私債権の徴収の考え方、そして組織の在り方について、今後の方針というのをお聞きしたいなと思っています。

私債権、例えば、水道代あるいは学校の給食費とか延長保育料なんかあります。これに関しては、収納対策室と情報共有を行いながら、基本は原課が徴収するというのが一般的なスタイルだと思っています。

これは、収納対策室が全部の私債権まで管理する、あるいは徴収していく、これは現在の人数だとほぼ不可能であると、当然ながら原課が対応していると思っていますけれども。例えば、収納対策室が課に昇格するとか、そして十分な人員配置を行ったら、こういった私債権に関しても収納対策課がもう前面に出て、全部まとめて徴収できるような体制も整えるんじゃないかなと思っています。

今後、そういった全部の私債権も含めたものをしっかり徴収していく体制、今後どのように構築していこうと考えているのか、質問、ちょっと難しいかもしれませんが、ぜひ今後の、今は対策室だけでも、今後は課に昇格させていってみようとか、そういったところを、可能ならば回答していただけないでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） まず、私のほうから回答をさせていただきます。

今現在、収納対策室ということで、収納対策室が設置になりまして、収納対策本部を中心に債権管理の今後のやり方について協議をしてみました。

まず、宇美町債権管理の基本方針を作成し、今回、条例の提案をさせていただいたわけですが、これにつきましては現状でいきますと、収納対策室につきましては、町税と国保・後期そういったものの徴収管理、そういったものを実際やっております。

そういった中で、やはりどこまでやれるかということになると、仕事の業務の内容それと業務の量それと人員体制、そういったものが関わってまいりますので、当課といたしましては、現在そういった連携を、各課の今持っている債権に対してどういった連携ができるかというような調査も今現在やっております、そういった中で、どのような組織、課になっていくかということに関しましては、今後、協議をしていきたいというふうには思っております。しかしながら、やはり人事的なものでございますので、今の段階では、当課としては協議をしていきたいという

ころで、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そうですね。組織体制ということになると、原課が応えられる範囲というのはすごく少なくなると思いますので、今後、そういった方針、どのように考えているのか、組織体制をどのように構築して収納対策しっかり行っていこうと考えているのか、ぜひ原田副町長に回答を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 原田副町長。

○副町長（原田和幸） それでは、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、持続可能な行財政運営を行っていく上では、債権管理を適正に行っていくということは大変重要であるというふうに認識をしております。そのために、今年度は7月の機構改革におきまして、新たに収納対策室を設けまして推進を図ってきたところで、今回、この12月議会において条例制定に至ったところでございます。本当に短期間の間に条例制定まで至ったということで、本当に職員も大変頑張ってくれたというふうに思っているところです。

今後、条例制定の後は、この条例に基づいてしっかり運用していかなければいけないということで、即座に課にということではあるんでしょうけれども、確かにこの債権管理を総括する組織を編成して、各債権所掌署から移管された債権を一元化して全庁的な、効率的に運用していくことは大変合理的であるというふうには思っているところでございますけれども、なかなか限られた人員の中ですぐということは大変難しい状況にあるというところでございます。

この債権管理に限らず、今後、DXの推進であったりとか、あるいはゼロカーボンの取組であったり、様々な課題がございますので、また全庁的なバランスを見ながら、適宜見直しを行って、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） この条例における負担の公平性とか、それは確かに理解できるところで、決められたものは払わなくてはならない、債権の管理もしなければならぬと、その点については十分理解するものですが、昨今の日本経済の現状を見ても、急激な物価の高騰に収入が十分に追いついていないと、あるいはコロナの影響もまだまだ根強く残っております。こういった経済の状況の中で、様々な状況を抱えた町民の皆さんおられるわけで、病気で思うように働くことができないとか、急に仕事がなくなって収入の道を断たれると、様々な条件を抱えた町民の皆さんおられると思います。

取るものを取らなきゃいけない、債権管理しなければいけない、それは十分理解できることなんですけど、個々の町民の皆さんの状況に応じて、債権管理の際は柔軟に対応していただきたいというふうに思うわけなんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） まず、滞納が生じた場合は、債権の担当課は滞納者の状況把握にまずは取り組みます。そういった中で、今回の条例の制定の中に、生活困窮者に対する支援といえますか、例えば、強制徴収公債権これにつきましては、地方税法等で滞納整理ができますけども、非強制徴収権や私債権においては、例えば、債権管理条例の第15条で履行延期の特約とか、また債務者が無資力など履行期限を延長したほうが徴収に有利な場合などは、履行期限を変更し分割納付の約束ができることや、第16条で免除規定をとということで、この条例の中で、公債権ではありますけど非徴収公債権それと私債権についても明文化して、そういった中で取扱いを行うということでございますので、やはり生活を困窮されてある方に対しましては、適正な対応をしていくというようなことになっていくということで考えております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私債権と公債権が一緒になった部分があるんですね。例えば、上下水道代というのがあります。

上下水道課長にお伺いしたいと思いますけれども、これまで下水道代というのは強制徴収できるんですよね、当然ながら。水道代は私債権だからできないです。こういったことを踏まえて、今までは、例えば町外に転出された方、本当は下水道代を差押えしなきゃいけないんですよね。やったことありますか。ぜひ、そのあたりもお答えしていただきながら、今後の、せつかくこの債権管理条例ができたので、うまく運用しなきゃいけないです。どのような考えを持ってやっていかれるのかということをお聞きしたいんですけれども、お答えできますか。

○議長（古賀ひろ子） 前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。下水道使用料は債権の種類としては強制徴収公債権でございますので、滞納処分いわゆる差押えが行うことができるものとなっております。

納付されない場合は財産調査を行い差押えを実施する必要がありますが、差押えには専門的な知識そして経験が必要となることから、当課で独自では実施はしておりません。できていないのが現状でございます。

今後、住民負担の公平性と歳入の確保のため、必要に応じて滞納処分を実施し、未収金は確実に回収しなければならないと考えておりますので、現在収納対策室が行っている全庁的な連携の調査に対して、現在要望を出させていただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。今、上下水道課長のほうから収納対策室に対して調査の要望をしているというところでございますので、若干ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

現在、上下水道課だけでなく全庁的に連携体制に関する要望の聞き取り調査を行っております。支援、指導または移管を希望する場合の債権の件数、金額などの調査を行っておりますので、その調査結果を基に移管の受入れ可否や受入れのための組織体制の規模などが見えてくると思います。したがって、現時点では、現体制での収納対策室と上下水道課、その他債権の所掌課との連携につきましては、どの程度できるかというようなところについては確定的な回答ができませんが、先ほども言いますように条例制定後、引き続き協議を行っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号 宇美町債権管理条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

タブレット調整のため、ただいまより暫時休憩いたします。

11時39分休憩

.....

11時42分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### 日程第13. 議案第55号

○議長（古賀ひろ子） 日程第13、議案第55号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第55号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

特別会計予算書の3ページをお開き願います。

令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億9,559万1,000円とするものでございます。

また、第2条では、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

本補正予算につきましては、令和6年1月施行の産前産後保険税減免制度に伴う経費及び特定健康診査等事業費などの増額が主なものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費215万6,000円の増額は、産前産後保険税減免制度の施行に伴う国民健康保険システム改修業務委託料を286万円増額し、訪問健康相談事業手数料を補助金の対象とするため6款保険事業費に組み替えるものでございます。

次の2款5項1目葬祭費は、年度末を見通して60万円を増額、次の3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付費分と、次の14、15ページになりますが、2項後期高齢者支援金等分は、歳入の補正に伴う財源更正を行っております。

次の6款1項1目保険事業費115万4,000円の増額は、1款の訪問健康相談事業手数料の組替えのほか、特定健康診査の受診率向上を図るためのPR動画をオンデマンドバスのるーとの車内で放映するために必要な経費を計上しております。

次の2項1目特定健康診査等事業費155万5,000円の増額は、令和6年度中の住民健診を例年より1か月早く実施することとしているため、令和5年度中に対象者への周知等に必要な経費を計上するものでございます。

16、17ページをお開きください。

7款1項1目国民健康保険財政調整積立基金積立金526万6,000円の減額は、本補正予算による歳入歳出予算の収支の調整を行うものでございます。

次の9款諸支出金は、令和3年度福岡県国民健康保険特別調整交付金の返還に伴う償還金でございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金20万円の増額は、産前産後保険税減免制度に伴う繰入予定額を計上しております。

次に6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為は、健康診査受付等業務について、期間を令和5年度から令和7年度まで、限度額を753万4,000円と定めるものでございます。

また18、19ページに事業一覧表を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 事業一覧の中から質問します。

18ページのオンデマンドバスの車内モニターの作成に関してお尋ねします。

どういう動画を作るのか、ちょっとイメージが湧かないんですよ。何分ぐらいの動画を作成して、どういうことがPRしたいのか、まずはお答えしていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康課長。

○健康課長（尾上靖子） この動画作成の目的は、大きな目的としましては、低迷しております特定健診の受診率を上げるということが大きな目的となります。

内容につきましては、現段階では特定健診とがん検診等の受診を促す内容、あと、保健指導の実施率も上げたいと思っておりますので、地域で保健指導を行う保健師の紹介という動画、あと、減塩等ですね高血圧ゼロの町を目指してございまして、減塩についても普及啓発をしていきたいというふうに思っておりますので、減塩等の生活習慣の改善を促すような内容等を考えております。

この動画につきましては、30秒程度（「30秒」と呼ぶ者あり）はい。30秒程度、2本というところで、先ほど申し上げました内容を協議して厳選したいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私は30秒とは思いませんでしたが、メインはオンデマンドバスの、あそこの画面がありますから流すんでしょうけど、あれ音出ないんですよ。サイレントでずっとやっていますが、音声とかどういうふうにやるのかとか、あと役場のモニターでも再生しますと、ほかにもいろいろ使えるところがあるんじゃないかなと。せつかく45万円使って作るんですから、もっと活用できることないんですか。

例えば、SNSで発信するとかラインに載せるとか、そういったところもあっていいんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） この2種類を——2か所を事業一覧に載せておりますけれど、もちろん動画作成しましたら駅前の待合のところも含めまして、トレーニングルームについても動画再生の機器がございますので、今御提案のあったことも含め、様々な場所で放映して啓発に努めたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ページ数、同じく15ページのほうになりますけれども、特定健診等の事業費のところですね。毎年5月から行っていたものを来年からは4月からやる、1か月早めるということで、この4月に行くことによってどういった効果を期待している、どういった目的で、これ4月からの実施に切り替えていったのかと、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） 例年5月から開始しているわけですが、5月という気候的なものもあり埋まっていくというか、すぐに定員に達する状況となっておりますので、この4月については、国民健康保険の特定健診対象者の方のみを対象とした早期の集団健診というのを想定しております。そこで、やはり受診率の向上というところを狙って実施するものです。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号 令和5年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時53分休憩

.....  
13時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

**日程第14、議案第56号**

○議長（古賀ひろ子） 日程第14、議案第56号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。それでは、議案第56号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的支出におきまして既決予定額7億8,480万6,000円を786万7,000円増額補正いたしまして、7億9,267万3,000円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を70万円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の2節手当、5節法定福利費、23節薬品費、24節材料費まで合わせまして108万5,000円の増額は、浄水場職員手当等の人件費の増額及び浄水場で使用している薬品費、また緊急用資材代としての材料費を増額補正いたしております。

2目配水及び給水費19節修繕費500万円の増額は、漏水修理箇所が増加に伴い、今後の修理費を見込んだ修繕費を増額補正するものでございます。

3目総係費の2節手当、5節法定福利費、合わせまして15万5,000円の増額は、職員手当等の人件費によるものでございます。16節委託料142万7,000円の増額は、督促手数料に代わり、遅延損害金及び延滞金の導入に伴う水道料金システム改修委託料等によるものでございます。

7目その他営業費用1節雑支出20万円の増額は、過年度分の漏水による還付や給水申込負担金の返還等の増加により増額補正を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は、1,698万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出の一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的支出の一括質疑に入ります。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 7ページになります。委託料の142万7,000円、そのうち水道料金システム改修業務委託料135万3,000円についてお尋ねします。

先ほど言われましたように督促手数料廃止に伴ってシステム改修を行うと、これは理解できるんですけども、コンピューター上でやる業務であり、こんなにかかるのかというのが正直な気持ちでございます。算出の根拠、きちんと価格比較とかそういったものをやっているのか、どうやってそれをやっているのかというのを説明していただくことはできますか。この金額が真つ当な金額だよということが説明していただければ助かるんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。今回のシステム改修の費用につきましては、見積りを徴収いたしまして、今回補正予算として計上させていただいております。

見積りを徴収する際には、今回の業務の内容、そして、それに伴ういわゆる項目に対する人件費、いわゆる人数、そういうものも加味した内容で見積りを依頼させていただいております。

価格につきましては、今回見積り結果に伴って予算を計上させていただいておりますけど、執行する際には、また、そちらの業者等と協議をさせていただきながら行っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 多分、恐らく1者からしか見積りは取っていないんですよ。そこで金額の妥当性というのが担保できていれば問題ないんです。

ただ、1者随契という形に今度なりますんで、出してきた人数ですね、これが本当に妥当なのかということを確認するに当たって、どのようにして精査をしているのか、その仕組みも含めて、もうちょっと詳しく、きちんと担保されているのかと、出してきた金額をそのままオッケーですよというふうにはしていただきたくないと思っていますんで、その辺の担保の部分、ここをもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 今回の上下水道料金のシステム改修は、現在行っております業者が今1者でございます。そちらの業者から見積りを徴収して、今回上げさせていただいております。

今回、人数等ほか作業の内容等につきましては、そちらと協議をしながら、この人数が必要で

ある、期間はこだけ必要であると、そういうふうな協議をしながら見積りを依頼し、最終的に見積りを徴収したようなところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的支出の一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号 令和5年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第15. 議案第57号

○議長（古賀ひろ子） 日程第15、議案第57号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼します。議案第57号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の収入におきまして既決予定額9億3,807万1,000円を271万4,000円増額補正いたしまして9億4,078万5,000円に、支出で既決予定額8億6,726万5,000円を49万8,000円増額補正いたしまして、8億6,776万3,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の収入におきまして既決予定額5億2,027万1,000円を832万4,000円減額補正いたしまして5億1,194万7,000円に、支出で既決予定額8億3,935万6,000円を362万3,000円増額補正いたしまして、8億4,297万

9,000円とするものでございます。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額3億3,103万2,000円は、建設改良積立金、現年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填することといたしております。

第4条では、企業債の借入限度額について、流域下水道事業費の限度額4,150万円を360万円増額補正いたしまして4,510万円とするものでございます。

第5条では、職員給与費を29万8,000円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款下水道事業収益2項営業外収益7目雑収益4節その他雑収益271万4,000円の増額は、令和4年度決算により余剰が判明した多々良川流域下水道維持管理負担金の返還金でございます。

支出に移りまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費の2節手当、5節法定副利費、29節雑費まで合わせまして49万8,000円の増額は、職員手当等の人件費の増額及び漏水減免に伴う下水道使用料の過年度分還付金の増加に伴い雑費の増額をいたしております。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入1項企業債1目企業債2節流域下水道事業債360万円の増額は、多々良川流域下水道の追加事業に伴い起債の借入れを行うものでございます。

5項負担金1目都市計画費負担金1節受益者負担金1,192万4,000円の減額は、第31期の下水道供用開始を本年9月1日に行ったことから、受益者負担金賦課面積の一部を翌年度に賦課することとなったことによる減額補正を行うものでございます。

支出に移りまして、1款資本的支出1項建設改良費2目流域下水道建設負担金1節流域下水道建設負担金362万3,000円の増額は、多々良川流域下水道の追加事業に伴いまして、福岡県及び流域6町の負担比率により当町の負担額分を増額補正するものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は7,434万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入支出、資本的収入支出の一括質疑と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、収益的収入支出、資本的収入支出の一括質疑に入ります。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。——あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。収益的収入支出、資本的収入支出の一括質疑を終結します。  
次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号 令和5年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）  
を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決され  
ました。

---

#### 日程第16. 議案第58号

○議長（古賀ひろ子） 日程第16、議案第58号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第  
4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。議案第58号 令和5年度宇美町一般会計補正予  
算（第4号）の説明をさせていただきます。

予算書3ページをお願いいたします。

令和5年度宇美町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ2億6,007万  
9,000円を追加し、予算総額を143億8,292万9,000円とするものです。

また、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を併  
せて提案をしております。

なお、令和5年度の決算を見通した人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきます  
ことを御了承ください。

歳出から説明をさせていただきます。資料につきましては、12月議会議案資料綴一般会計補  
正予算（第4号）事業一覧表を御参照ください。

少し飛びますが、予算書28、29ページをお願いします。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会運営経費は、不足が見込まれる修繕料（施設・設備）

を19万8,000円増額補正をしています。

30、31ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、002人事秘書関係経費は、不足が見込まれる会計年度任用職員割増報酬を11万4,000円など、005庁内共回事務関係経費のコピー機使用料を11万7,000円増額をしています。

2目文書広報費、広報広聴事業費は、広報うみのページ数を増やし発行するため印刷製本費を27万3,000円増額など計上をしています。

32、33ページをお願いします。

5目財産管理費、002庁内共回事務備品管理費は、執行残の庁用器具費を5万4,000円など減額をしています。

004公有財産管理費362万円は、不足が見込まれる修繕料（その他物品）を27万8,000円、自治会等の要望に対応するため町有地樹木管理業務委託料を346万5,000円増額補正などです。

6目企画費、006総合計画・総合戦略推進関係経費は不用額の減額補正、010企業版ふるさと応援寄附事業費は不足が見込まれる運営代行手数料を22万円増額をしています。

7目電子計算費、001情報システム管理費は、うみハピネス事務室の配置変更に伴いネットワークシステム改修のため、電算システム改修業務委託料（単独）を201万9,000円計上しています。

002情報システム共同化事業費712万3,000円は、34、35ページをお願いします、相続税法改正に伴う電子化対応業務及び条例改正等に伴う遅延損害金及び延滞金導入対応業務を委託するため、電算システム改修業務委託料（単独）170万円、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修業務及び制度改正によりマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等対応業務を委託するため、電算システム改修業務委託料（補助）542万3,000円を計上しています。

8目自治振興費、地域コミュニティ支援事業費85万円の減額は、自治会公民館の緊急修繕など自治会公民館等整備費補助金を45万9,000円増額、執行残として地域コミュニティ交付金を130万9,000円減額をしています。

9目生涯学習推進費、003生涯学習推進関係経費9万1,000円は、来年度、全国生涯学習市町村協議会研究大会が当町で開催予定のため、昨年度開催地の視察を行うため、普通旅費を6万6,000円など計上しています。

11目防犯対策費、防犯対策事業費は、町内防犯灯のLED化を進めるため、修繕料（施設・設備）を216万7,000円増額をしています。

14目基金費、ふるさと応援基金費は、36、37ページをお願いします、9月議会で可決いただきました宇美町ふるさと応援基金条例に基づき、ふるさと応援基金積立金を7,830万円計上をしています。

18目地域交通費は、補助金のメニュー等が変更になり財源更正をしています。

19目緊急経済対策費、子ども・高齢者くらし応援券事業費545万円の減額は、不用額を減額補正するものです。

2項徴税費1目税務総務費、002税務事務関係経費14万円の減額、2目賦課徴収費、001町民税賦課経費1万2,000円の減額、38、39ページの002固定資産税賦課経費15万3,000円の減額は、契約額の確定等によりそれぞれ減額補正するものです。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理費103万1,000円は、不足が見込まれる通信運搬費（郵便料）を9万9,000円増額、マイナンバーカードを利用してコンビニ交付で証明書を取得する利用者が増大したため、コンビニ交付発行委託手数料を46万8,000円、自治体基盤クラウドシステムサービス利用料を71万9,000円増額をしています。

40、41ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、002社会福祉事業費131万5,000円は、業務委託内容を効果的で継続性のある事業とするため、避難行動要支援者システム導入業務委託料を132万3,000円増額などしています。

011電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費159万3,000円の減額は、執行額及び契約額確定による減額補正となっています。

3目国民健康保険事業費、国民健康保険特別会計繰出金は、健康保険法等の改正に伴う産前産後保険税減免制度の経費として20万円増額をしています。

42、43ページをお願いします。

4目障害者福祉費、001障害者福祉事業費52万円は、タクシー利用者の増加により不足が見込まれるため、福祉タクシー事業事務委託料を1万7,000円、福祉タクシー事業車借上料を50万3,000円増額をしています。

002障害児施設給付事業費7,445万円は、障がい児通所の主なサービスである児童発達支援、放課後デイサービスなどの利用者増加により、障害児施設給付費を7,263万3,000円増額をしています。なお、この事業は、国2分の1、県4分の1の補助となっています。また、前年度国庫・県支出金返還金を181万7,000円計上しています。

また、004障害者医療給付事業費、005障害者地域生活支援給付事業費についても、前年度国庫・県支出金返還金を計上をしています。

5目高齢者福祉費、44、45ページの6目高齢者福祉施設費、7目介護保険事業費は、執行額及び契約額確定により減額を補正する一方で、001老人福祉センター運営経費の光熱水費（電気）70万4,000円は、10月より電気料金体系が変更となったため増額するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、002子ども医療支援経費2,116万円は、令和4年度に比べ受診件数が増加しているため、審査支払手数料を76万円、子ども医療費を2,040万円増額をしています。なお、この事業は、県2分の1の補助となっています。

009低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費258万4,000円は、契約額確定により電算システム改修業務委託料（補助）を112万2,000円などの減額、46、47ページをお願いします、前年度国庫支出金返還金を371万3,000円増額をしています。

2目児童手当費、児童手当関係経費435万5,000円は、前年度国庫支出金・県支出金返還金442万8,000円など計上をしています。

4目子育て支援事業費、001放課後児童健全育成事業費157万8,000円は、前年度国庫・県支出金返還金などを計上をしています。

004子育て支援関係経費822万6,000円は、令和6年4月に設置予定のこども家庭センターに係る備品購入費として、こども家庭センター備品購入費を334万7,000円、前年度国庫支出金返還金を640万5,000円など計上しています。

5目保育園費、001町立保育園運営経費2,457万9,000円の減額は、48、49ページをお願いします、予定していた会計年度任用職員数の減等に伴い、会計年度任用職員報酬や給食材料購入費など減額整理する一方で、不足が見込まれる光熱水費や修繕料（施設・設備）など増額をしています。

50、51ページをお願いします。

002特定教育・保育施設運営経費2,556万6,000円は、認定こども園宇美タンポポこども園の幼稚園部の受入人数が増加したため、認定こども園施設型給付費負担金を1,836万1,000円、前年度国庫・県支出金返還金を727万1,000円など計上しています。

004特定教育・保育施設整備事業費は、貴船保育園、柳原ぶらす保育園の建替えによる既存園舎の解体に伴いアスベスト撤去費用の増額が見込まれるため、保育所等整備事業費補助金を1,352万4,000円増額をしています。

006届出保育施設等事業費211万1,000円は、前年度国庫・県支出金返還金を計上しています。

6目児童福祉施設費、003こども教育総合支援センター管理費214万9,000円は、不足が見込まれる光熱水費（電気）を128万2,000円、52、53ページをお願いします、令和6年度開設予定のこども家庭センターに伴い、こどもみらい課事務所移設のため、電話機移

設、設置及び緊急修繕分として、修繕料（施設・設備） 76万5,000円など計上をしています。

54、55ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、002母子衛生事業費59万3,000円は、見込数を上回る利用状況のため産後ケア業務委託料を29万円増額、不用額として不妊治療費補助金を25万円減額、また前年度国庫・県支出返還金を55万3,000円計上しています。

003保健衛生事業費63万9,000円の減額は、集団検診の予約受付が残り12月分となり、概算の不用額として胃がん検診業務委託料を149万6,000円減額する一方で、住民検診の早期周知及び受診率向上を図るため、けんしんガイド作成等業務委託料を16万8,000円、明治安田生命「私の地元応援募金」の寄附金を活用し、血圧計や運動機器を購入するため保健衛生備品購入費を65万6,000円など計上をしています。

3目予防費、予防接種事業費は、決算を見込み子宮頸がんワクチン（キャッチアップ）接種業務委託料を295万1,000円減額をしています。

4目環境衛生費、北筑昇華苑組合費は、死亡者の増加に伴い、葬祭場火葬料助成金を185万3,000円計上をしています。

56、57ページをお願いします。

2項清掃費2目美化推進費、美化推進事業費11万1,000円は、不足が見込まれる燃料費を2万6,000円と、最低賃金改正に伴い宇美町コミュニティー・センターと委託契約を締結しています町内環境監視パトロール業務委託料を8万5,000円増額をしています。

3目塵芥処理費、001ごみ処理事業費419万円の減額は、契約額確定によりごみ袋等製作業務委託料を150万円、ごみ収集運搬業務委託料を269万円減額。002最終処分場運営経費は、契約執行残を見込み、浸出水処理施設点検整備工事請負費（単独）を220万円など減額をしています。

58、59ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、農業基盤保全事業費350万9,000円は、不足が見込まれる修繕料（その他物品）6万1,000円や明神坂二丁目地内の既設農業用の横断暗渠が破損し、県道の陥没が発生したため、農業土木工事請負費（単独）を342万円1,000円など計上しています。

60、61ページをお願いします。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費252万6,000円は、自治会等の要望に対応するため、道路等維持補修業務委託料を352万6,000円増額、不用額として道路舗装調査業務委託料を100万円減額をしています。

5項都市計画費5目公園費、公園管理・整備事業費は、最低賃金の増額に伴う公園緑地整備業務及び年間必要人数の増加に伴う道路・公園等維持補修業務を増額するため、公園整備業務委託料を266万8,000円増額をしています。

62、63ページ、64、65ページをお願いします。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費、消防団活動支援事業費62万9,000円の減額は、執行残として宇美町消防団運営交付金58万4,000円など減額をしています。

66、67ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費、2目事務局費、3目教育支援事業費は、不用額の整理等を行っていますが、68、69ページをお願いします、008教育相談事業費は、教育相談室において実際の事務時間等を加味し予算が不足するため、教育相談室相談員謝礼金を43万7,000円増額をしています。

2項小学校費1目学校管理費は、各小学校で不足が見込まれる光熱水費や修繕料（施設・設備）の増額と、002宇美小学校管理費は、不用額として設計業務委託料（単独）を92万4,000円減額。

003宇美東小学校管理費、70、71ページをお願いします、次年度の学級編成、特別支援学級の1増に伴いテレビ、黒板等設置工事費として、学校整備工事請負費（単独）を89万円、空調機器取替工事請負費（単独）を77万円、不足する教師用机、椅子、オルガン等の学校用器具費を49万6,000円計上。

005桜原小学校管理費でも、次年度の学級編成、特別支援学級の1増に伴いテレビ、黒板等設置工事などの学校整備工事請負費（単独）を199万6,000円など、006井野小学校管理費では、次年度の学級編成、通常学級及び特別支援学級の1増に伴い、テレビ等設置工事費及び不具合による井野小学校体育館放送設備改修工事費として、学校整備工事請負費（単独）を140万2,000円など計上をしています。

007学校管理関係経費では、72、73ページをお願いします、各小学校の遊具安全点検による取替え、撤去費として、修繕料（施設・設備）を157万7,000円計上しています。

2目教育振興費では、決算を見通した各事務事業の整理を行っています。

74、75ページをお願いします。

4目施設整備費、宇美東小学校施設整備費1,287万円の減額は、体育館トイレ改修工事が完了したため執行残を減額するものです。

3項中学校費1目学校管理費、003宇美東中学校管理費915万4,000円は、次年度の学級編成、特別支援学級3増に伴い教室間仕切り等改修工事、テレビ等設置工事のため、学校整備工事請負費（単独）を854万2,000円、76、77ページをお願いします、空気清浄機

等の購入費として学校用器具費を47万8,000円計上しています。

004 宇美南中学校管理費239万円も、次年度の学級編成、特別支援学級1増に伴い、ホワイトボード、テレビ等設置工事のための学校整備工事請負費（単独）を117万6,000円、学校用器具費を65万7,000円計上しています。

005 学校管理関係経費222万5,000円は、宇美南中学校校舎の建物外壁調査業務委託料を225万5,000円など計上をしています。

2目教育振興費では、決算を見通した各事務事業の整理を行っています。

78、79ページをお願いします。

5項幼稚園費1目幼稚園費、施設等利用給付費823万5,000円は、前年度国庫・県支出金返還金を計上しています。

6項社会教育費1目社会教育総務費から、2目青少年教育費、3目人権教育費、80、81ページをお願いします、4目公民館費、5目図書館費、6目社会教育施設費、82、83ページをお願いします、8目文化財保護費、9目歴史民俗資料館費まで続きますが、それぞれ決算を見通した各事務事業の整理を行っています。

7項保健体育費2目体育施設費は、不足が見込まれる光熱費の増額や001 総合スポーツ公園管理費では、倉庫の扉の不具合により修繕料（施設・設備）を308万円計上しています。

84、85ページをお願いします。

004 武道館管理費では、武道館改修工事に石綿含有分析調査業務委託料（単独）を321万6,000円計上しています。

3目学校給食費は、不足が見込まれる会計年度任用職員（月給）報酬などの増額及び不用額の整理を行っております。

少し飛びますが、90、91ページをお願いします。

12款公債費1項公債費では、本年度の支払額確定により、1目元金を226万9,000円増額、2目利子を166万円減額をしています。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻りまして、14、15ページをお願いします。

1款町税は、調定額の見直し等により1項町民税を、14ページの右上のほうとなりますが、2,702万円増額、2項固定資産税を3,660万円増額、3項軽自動車税を92万円減額をしています。

9款地方特例交付金2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を1,452万8,000円計上しています。

16、17ページをお願いします。

12款分担金及び負担金2項負担金4目衛生費負担金、胃がん検診個人負担金25万5,000円の減額などを行っています。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金3節障害者福祉費負担金は、歳出の増に伴い、施設給付費負担金を3,631万6,000円、前年度自立支援給付費負担金を221万2,000円増額、5節施設型給付費等負担金も歳出の増に伴い、認定こども園施設型給付費負担金を680万5,000円増額をしています。

7節臨時特別給付金負担金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金（ひとり親以外）は、決算見込みにより113万円減額をしています。

18、19ページをお願いします。

2項国庫補助金2目総務費国庫補助金1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカード関連電算システム改修に伴う総務省分補助金を462万円、5節地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰支援対応分）を79万4,000円増額をしています。

3目民生費国庫補助金5節児童福祉施設費補助金は、保育園の園舎建替えに対する保育所等整備交付金901万6,000円を計上しており、国の3分の2の補助となっています。

9目教育費国庫補助金9節情報通信技術講習事業費補助金、国民のデジタルリテラシー向上事業補助金32万円の増額は、社会教育課所管のスマートフォン講座に対する補助金です。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、歳出の増に伴う増額など。

20、21ページをお願いします。

2項県補助金2目総務費県補助金2節地域交通費補助金は、補助金のメニュー等が変更になり、コミュニティバス等実証運行補助金等を減額し、改めてオンデマンド交通運行事業費補助金を846万4,000円計上をしています。

3目民生費県補助金5節子ども医療費支給事業費補助金1,058万円は、歳出の増に伴い、事務費補助金、医療費補助金を増額をしています。11節子育て支援事業費補助金、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）63万3,000円は、こども家庭センター備品購入費に伴う県補助金です。

22、23ページをお願いします。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入、土地建物貸付収入は、町有地貸付収入を106万円増額をしています。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金2節教育費寄附金を25万6,000円、5節衛生費寄附金を50万9,000円計上をしています。

3目ふるさと宇美町応援寄附金、相撲場上屋等建築事業（ガバメントクラウドファンディング

グ)を24万7,000円増額しています。

4目企業版ふるさと応援寄附金は、企業2社より寄附を頂いたため、安心して子どもを産み育てることができる事業を300万円、誰もが安心して暮らし活躍できる事業を100万円計上しています。

24、25ページをお願いします。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金8,165万8,000円の増額は、本補正予算の財源とするため繰入れを行うものです。

20款諸収入7項雑入7目給食事業収入1節保育園給食費は、歳出の減により町立保育園職員給食費個人負担金を112万2,000円減額をしています。

8目雑入では、一番下になりますが28節社会教育雑入で、相撲場上屋等建築工事協賛金を105万円計上をしています。

21款町債1項町債1目土木債は、狭あい道路整備等促進事業に伴い、公共事業等債を1,550万円、5目農林水産業債は、金坪池改修事業に伴い、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を240万円、防災対策事業債を250万円、26、27ページ、7目消防債は、避難行動要支援者システム導入事業に伴い、緊急防災・減災事業債130万円など計上をしています。

戻りまして、8ページ、9ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正は、追加2件の提案を行うもので、1件目は、3款民生費1項社会福祉費、事業名が避難行動要支援者システム導入業務で、金額を546万6,000円と定めるもの。2件目は、3款民生費2項児童福祉費、事業名が保育所等整備事業費補助金で、金額を1億8,015万2,000円と定めるものです。

右横の9ページになりますが、第3表債務負担行為補正は、追加6件と変更1件の提案をするもので、追加の1件目は、会計年度任用職員勤勉手当支給対応システム改修業務、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額を161万7,000円とするもの。2件目は、健康診査受付等業務、期間は令和5年度から令和7年度まで、限度額を621万4,000円とするもの。3件目は、トレーニングルーム指導業務、期間を令和5年度から令和7年度まで、限度額を3,928万2,000円とするもの。4件目は、原田中央区町営住宅1～5棟改修事業、期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額を1億8,631万8,000円とするもの。5件目は、宇美町立小中学校外国語指導助手派遣業務、期間を令和5年度から令和8年度まで、限度額を4,498万円とするもの。6件目は、武道館トイレ・空調設備改修等事業、期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額を2億2,523万円と定めるものです。

2、変更は、保育所等整備事業で、限度額を1億2,135万3,000円から1億3,679万7,000円に変更するものです。

次の10ページをお願いします。

第4表地方債補正、追加1件、変更4件の提案をするもので、1、追加は、起債の目的が防災対策事業債、限度額を250万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、他の地方債と同じ内容で定めるものです。

2、変更は、いずれも限度額を変更するものです。公共事業等債9,200万円を1億310万円に。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債430万円を670万円に。緊急防災・減災事業債8,720万円を7,570万円に。水道事業債2,210万円を2,220万円に変更するものです。

最後になりますが、予算書の後ろのほうになりますが、92、93ページに今回の補正に係る給与費明細書を、次の94、95ページには、先ほど説明をいたしました債務負担行為の追加及び変更分に関する調書を、96ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） ただいまから13時55分まで休憩に入ります。

13時45分休憩

.....  
13時55分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出1款議会費から2款総務費まで、28ページから39ページまで、質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 事業一覧のほうから説明いたします。4ページになりますけれども、生涯学習推進関係経費ということで9万1,000円の補正があります。全国の生涯学習市町村協議会が後援する研究大会が開催されるということなんです、これは誘致したということなんですか。いつどこで、どのくらいの人数が来るのか、概要と併せて説明していただきたいと思います。あと併せて所管課がどこなのかということもぜひお答えください。よろしくお願

ます。

○議長（古賀ひろ子） 竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一） 失礼いたします。所管課は社会教育課になりますので、私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

まず誘致をされたかというお話なんですけれども、少し経緯のお話をさせていただきたいと思いますが、令和6年で予定しております研究大会につきましては、安川町長が全国生涯学習市町村協議会の理事をされていることから、今年の10月に協議会の世話人の方が来町されました。その際に、ここ数年、新型コロナウイルスの影響で、全国的に生涯学習の活動が止まっているというような形で、そのようなお話があった中で、令和6年度に宇美町において研究大会等を行う場合については、協議会のほうからも支援等を行うようなお話を頂きました。それを受けて、宇美町において生涯学習の研究発表ということを令和6年度に計画しているところでございます。

規模的な話も、全国で50市町村、この協議会のほうに加入されてあります。そのうち九州ブロックが13市町村というところで、九州ブロックがまずは対象ということでのお話になるかとは思いますが、そのようなところで今回視察というところで、今年2月に鹿児島県の志布志のほうで実施されておりますので、それを参考にさせていただき、今から具体的な計画を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 事業一覧のほうから質問させていただきます。4ページの、予算書は35ページになりますが、修繕料、防犯灯LEDの修繕に関する増額の補正について、お聞きします。このLED取替修繕、約220件と書いてありますけれども、これはこの全体的なものなんでしょうか、この220件というのは。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） お答えをさせていただきます。

この220件というのは予算を策定した時点で、補正予算を策定した時点で今後見込まれる件数を220件と計上しております。昨年度の実績で申しますと、約500件程度のLEDの交換を行っております。球切れに伴ってLED化を進めておりますので、その残りの執行見込みを220件と予定しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） ということは、この220件の216万7,000円というのが今回の補正ということによかったですか。これ器具と書いてありますけど、球替えて、器具はもうそのまま球をLEDに変えるという内容でよろしかったですか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 今回代表的なものを掲載しておりまして、基本的に球切れが起きればLEDに交換しますし、あとたまに自動点滅器の故障もありますので、そういった自動点滅器の交換、それからあと点検で済む場合もありますので、そういった点検も費用に含まれてきますので、そういったものを全て網羅した形で、見込みとして220件というところで考えております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ先ほどの生涯学習の研究大会、実りある研究大会にさせていただいて、コロナウイルスで落ち込んだ生涯学習、起爆剤になればいいなと思っております。

続いて6ページなんですけれども、障害児施設の給付費について、お尋ねいたしたいと思えます。町内にある……。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員、今39ページまでをお願いしております（「失礼しました」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。

次に、3款民生費から4款衛生費まで、40ページから57ページまで質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 失礼しました。先ほど言ったように、障害児施設給付費、事業一覧でいくと6ページになります。ここで町内にある児童発達支援施設、それと放課後デイサービスの施設、これ数がどれくらいあるのか。そしてまた町外の施設に通ってある児童も多いと聞いております。町内と町外の施設に通う児童の割合、この辺りをお答えいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。まず御質問にあります児童発達支援の事業所の数は4か所、4件です。4事業所があります。それと放課後等デイサービスに関しましては6か所——申し訳ございません、7か所でございます、事業所でございます。利用者でございますが、10月の実績からになります、実人数で153人の生徒の方が登録されております。うち町内者が83人——申し訳ございません、町内の事業所利用者が83人です。町外の利用者が70人という形になります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 普通に考えると、町内にある施設にたくさん通っていただくというの

が普通じゃないかなと。なぜ町外にこれだけ多くの方が行っておられるのか、その理由を説明していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。この事業に関しましては、法に定められている障害者の総合支援事業というものの中で行われております。内容的には介護保険に類似しているものがございます。ということで、基本的には利用者の方に関しては、事業登録、県のほうが行っている事業所のサービスをどこでも利用できるというもので、町内の方が町内のサービスしか利用できないとかいうものではございませんし、宇美町の事業所に須恵や志免の方も利用に来られているという実績はございますので、基本的には町内に限られたものではないということでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） あと気になるのが、利用者がどのぐらいの負担金を払っておられるのか。1割とかいろいろあると思いますけれども、その辺りも御回答していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。個人負担金の考え方なんですけど、これも非常に障がい者のサービスは複雑でございまして、基本的には応益負担1割という形になっておりますが、障がいをお持ちの方に関しては、やはり負担1割ができない方のほうが多いということで、上限額が定められております。ちなみに所得に応じてその上限額が決められてございまして、その部分に関しては応能負担という形になるわけでございますが、障がい者のサービスに関しましては、所得割が28万未満の方に関しましては、月の上限額が4,600円、生活保護また非課税の方に関しましてはゼロ円。ただそれ以上の所得がおありの方に関しましては、上限は介護保険と同じく3万7,200円という上限額が定められております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 予算ページでは41ページだったと思います。上段に書いています社会福祉事業費ですね。これについて幾つかお尋ねができればと思います。まず避難行動要支援者についてでございます。町内の全体の対象者数と同意名簿者について、お尋ねをしたいと思います。まずこれが1点目です。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。避難行動要支援者の御質問でございます。全員協議会でもお答えしておりましたが、基本的に避難行動要支援者の対象であるだろうという方、障がい

者の方であったり、介護の要介護認定を受けられている方、これに関しましては、基本的に690人の方に関して通知をお出しさせていただいております。これに回答された在宅の方に関しましては、大体300人程度になります。その中で、自治会とか民生委員とか、そういう方に自分のことを知らせてもいいですよという同意を頂いた方に関しては、58人という形になっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。

2点目が、その方の、皆さん58名ですか五十数名の個別の避難計画書の作成については進んでいるのでしょうか。これ2点目です。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。個別の計画になりますが、今現在、策定中の方が23名いらっしゃいますが、完成している方に関しては12名ということで、全員協議会で説明したときよりも8人ほど増えられている状況です。その他、この調査をしてからお亡くなりになっている方や、施設に入所されている、病院に入院されている、こういった方もいらっしゃいますので、総計では今完成が12名、策定中が23名と。8名の方が入院とか、そういう形になっている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） ここからが特に聞きたい項目なんですけれども、3点目、災害対策基本法これが10年前に訂正されまして、避難行動要支援者同意者名簿の作成及び、今回回答がありました行動、避難——個別避難計画の作成、今12名とおっしゃいましたが。確か災害対策基本法では、努力義務、義務じゃなかったですか、努力義務か義務か、どっちかだったと思いますが。福岡市では既に数年前に完了しています。本町では見通しといたしますか、計画といたしますか、どのように進めていこうと思われているのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美） 失礼いたします。個別計画に関しましては、国のほうの法律改正で、努力義務という形になっております。議員おっしゃられたとおりでございます。各市町村、この個別計画のほうに取り掛かっているわけですが、やり方もそれぞれの市町村で違います。自治会に丸投げをされている市町村もあれば、福岡市に関しては基本的には手上げ方式ということで、送りつけて帰ってきた分だけできましたという内容のものです。

本町に関しましては、社会福祉協議会に業務を委託しておりまして、1件1件訪問していただいております。直接会って、御家族の方ともお話をしながら計画をつくっているという、とても丁

寧な計画になっていると思います。進捗が思わしくございませんが、これも全員協議会でお話ししましたが、なかなか1回の訪問ではい終わりにはならないということと、何度も何度も訪問しないといけないということと、やはり半年に1回ぐらい会わないと変わっていくということと、こういったことがちょっと分かり始めたので、前より時間をかけながら丁寧につくり上げていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 事業一覧7ページの上段になりますけれども、認定こども園施設型給付費負担金についてお尋ねいたします。これは宇美タンポポこども園さんが幼稚園部の受入れを行うということで、認定こども園ということでされておりますけれども、既存の幼稚園も認定こども園に移行することは可能なのか、まずここからお答えいただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 既存の幼稚園がこども園になることは可能です。それと国のほうもこれを進めているところです。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 可能ということでございますけれども、町内には3園ございます幼稚園が。ここで認定こども園に移行していただくと、待機児童を受け入れていただく可能性が高まると、私理解するんですけれども。そうならば、積極的な働きかけを行うことにより、宇美町の待機児童、4月の段階ではゼロだったと思っておりますけれども、その後、隠れ待機とかがやっぱり発生しているんじゃないかと思っておりますけれども。

そういったのをなるべくなくしていくためにも、こういった民間の幼稚園、認定こども園に移行していただいて、保育園としての機能も発揮していただくと、そのような絶大な効果があると思います。積極的な働きかけを行うべきじゃないかなと思っておりますけれども、どのように対応してあるのか、ぜひ回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 町内には3つの幼稚園があります。宇美町の子だけが行けるというわけではないんですが、実はこの3園の園長先生方と、宇美町の待機の状況を説明させてもらう機会がありました。当然、この新しい制度、こども園になっていただくと、園側のメリットもあるというのも園も御存じでした。その中で一番ネックになっていることは何ですかということとお話しさせていただいたら、当然、保育園になるわけなので、保育士の確保が必要というのが一番難しいということをおっしゃいました。

それともう1つ、幼稚園は夏休みなどの長期休暇、それと土曜日のお休み、それと短時間での教育ということになっていますので、時間が延びることに対する職員の確保が非常に難しくと

という話が聞かれたことと、それともう1つが、園って言いますか、法人の教育方針というものもあるので、ということのお話を伺ってるところです。

ただ3園いずれも、幼稚園の年齢になる満3歳になる前の年齢の教室を開いてくださったり、宇美町さんがそんなに待機があるということだったんですねということで、ある園が今年は——来年度ですね、6年度は1歳児のクラス、4時間ぐらいの教育の課程みたいなんですけど、それは園が独自にやられてることなんですけど、その定員も増やしてもらうことができました。

こういうことの積み重ねで、私たちもぜひどうですかということをお話をまた進めていきたいと思っておりますので、1園でもなってくださって宇美町から待機が年間通してなくなることを望んでいるところです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひそういったことを積極的に働きかけることで、宇美町の隠れ待機の解消とつながってまいりますので、すぐにはなかなか難しいと思っておりますけど長期的なスパンでぜひチャレンジしていただきたいなと思っております。

事業一覧でいくと9ページになりますけれども、9ページの下段です。保健衛生備品購入費で65万6,000円が計上されております。明治安田生命保険相互会社からの「私の地元応援募金」寄附金を活用した健康増進を目的とした機器の購入でございます。大変ありがたい基金なんです。来年度以降も継続して受けることが可能なのか。またほかに使える用途とか、あるいは上限幾らまで使えるとかその辺り、あと補助の割合、この辺りも詳細に説明していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康課長。

○健康課長（尾上靖子） この寄附金につきましては、令和3年度に明治安田生命様と健康増進に関する連携協定というのを結んでおります。令和3年度から、健康増進等に使ってくださいということで、令和3年度は20万8,500円の寄附を頂いて、トレーニングルームのテレビとか動画再生プレイヤー、そちらを購入しております。令和4年度につきましては40万9,500円頂きまして、町内の公共施設に血圧計の設置をしております。今年が50万9,500円頂けたということで、事業一覧に載せておりますような筋トレ機器とかを購入する予定としております。

これにつきましては、あくまでも御好意というところで、会社の中で宇美町にゆかりがある方とか、地元である方に寄附を募っていただいて、それに明治安田生命様の会社のお金を加えて宇美町に送られるというところですので、これを購入したいから何割くださいとか、そういうところではないというところになります。今後のことですが、あくまでも、先ほど申しあげましたように御好意で頂いているものですので、継続していただけるのを望むところですが、そちら

のほうについてはちょっと不明というところがございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 御好意ということなのですが、せっかくこういった寄附が、去年も一昨年もあったということを私はあまり存じ上げなかったもので、やはりこういったことをきちんと活用していますよ、こんな機器を買わせてもらいましたよというのは宣伝していただかないと、誰も知らないんです。ぜひその辺りも考えていただきながら宣伝してください。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 回答要りますか（「ぜひお願いします」と呼ぶ者あり） 尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） こちらの寄附につきましては広報のほか、町長のトピックスにも掲載しております、利用される方にも周知もしているところがございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。

次に、6款農林水産業費から9款消防費まで、58ページから65ページまで、質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 事業一覧でいくと10ページになりますが、この下段一番下のほう、公園整備業務委託料になります。この委託先というのは糟屋郡高齢者福祉事業団で間違いないのか、まずそこをお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） この事業におきましては、粕屋地区高齢者福祉事業団でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ですよ。ここに説明のところがちょっと分かりにくいんです。例年がない酷暑等の影響を受けたことにより、町内の公園内の現場対応依頼が多くなったと。暑くなったから多くなったというのは、ちょっといまいち理解できないんです。暑くなったら、普通あんまり草がちょっと生えなくなるとかというふうに思っていたんですけども、その辺りの因果関係というのを、もうちょっと分かりやすく説明していただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 御説明申し上げます。今年の夏でございますけれども、記載してありますとおり例年がない酷暑でありました。この気候によって、私もちょっとびっくりした部分がございますけれども、雑草等が異常に密度が高く生えております。例年でしたら1回で済むところが2回とか、そういうふうな部分がありまして、あと樹木関係の枝葉の伸びも多くございまし

て、その分で事業団の作業人員が増えたということで、今回この部分の増額をさせていただいております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 事業一覧の11ページ、宇美小学校体育館横に設置してあるレンガ塀の改修に伴う設計費用のマイナス……。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員、まだそこを行っていませんのでちょっとお待ちください（「失礼しました」と呼ぶ者あり）ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 事業一覧でいきますと、10ページの59ページ、ここで県道福岡太宰府線において、歩道の拡幅工事中に道路陥没があったということで確認したら、横断暗渠が破損していたと。この破損していた原因について、これは経年の劣化によるものなのか、それとも何かほかに原因があって破損したのか。これについて説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 私のほうからお答えをさせていただきます。

県道福岡太宰府線の今、歩道拡幅をやっておりますけれども、場所につきましては、九州自動車道の真下になります。その陥没が起きたというところで、まずは今回の歩道設置工事に起因しているんじゃないかというところを疑って、その施工業者に現場調査を依頼したところなんですけれども、実際には歩道設置工事が原因で陥没したのではなくて、そこに埋設してある農業用水路が破損をしていた。

九州自動車道のボックスカルバートの中で農業用水路が横断しておりまして、その農業用水路が破損していたことによって、泥が吸い出され、中の土が吸い出されて、陥没が起きたと。その吸い出しの原因となったものは、数十年前に埋設された管があって、その管を埋設するときに何らかの傷をつけたのではなかろうかと。数十年前ですので、因果関係の特定が非常に難しかったので、はっきりとしたことの断定はできませんけれども、恐らくそうではないかということで、管理者である当課のほうで修理をしたというところがございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。

次に、10款教育費から12款公債費まで、66ページから91ページまで、質疑のある方はどうぞ。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） すみません。先ほどは失礼いたしました。事業一覧の11ページ、宇美小学校の横に設置してあるレンガ塀の改修に伴う設計費用のマイナス補正なんですけど、これは何か庁内の都市整備課の連携で行うことができたためにマイナス補正されたと書いてありますが、

これはどのような内容になっているんですか。図面を都市整備課で起こされたらと、そういうことになるんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） この11ページの件なんです、実は昨年度からこの計画をしておりました、当時も都市整備課に御相談をしてブロック塀を作るのにどういう形がいいとか、そういった相談には乗っていただいていた。ただ実際に、これは設計をやはりやらないといけないうこと、そうなるとなかなか都市整備課も忙しいということで、設計は業者に頼もうかということで、ちょっと予算を上げていたんですが、いよいよ今年になってこの案件を進めようとしたときに、もう一度都市整備課のほうにちょっと相談をさせていただきましたら、ブロック塀の設計であれば、うちのほうでちょうど今手が空いているのでお手伝いができるよと、図面が引けますよというようなお話をいただきましたので、都市整備課のほうで図面のほうを引いていただいたということになります。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 事業一覧でいくと12ページです。ここはちょっといろいろ聞きたいことがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。来年度は特別支援学級数が一気に7クラス増になるということで、事業概要のところを見ますとなっております。とても増えているというのが一目で分かると思いますが、来年度の特別支援学級全体数、全体で何クラスになるのか、小中分けていただいたらありがたいと思いますけれども。それと今後、来年はそれでしょうけど、再来年とかその次に進んでいくにつれて、どのように推移していくと見解をお示しいたきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 特別支援学級についての御質問です。まず小学校ですが、今年度、今現在で5校区で特別支援学級が31クラスあります。これが来年度の見込みが37ということで6クラス増えるということです。それから中学校においては、現状では16クラス、3校です。これが来年度には17クラスで、1クラス増えるという予定で、全体で7クラス増えるという予定になっております。

今、ちょっと事業一覧の内容の話が出たので、すみません。ここに載っているこの特別支援1増とかという、この数字が実はクラス数が増になっているという数字ではなくて、教室が足りなくて作らなければいけない教室の数が実は載っています。すみませんが、例えば東中で3増と載っているのは、これ内訳を言いますと、特別支援学級で増えるのは2クラスなんです。もう1つを増やすというのは、この2クラスが実は情緒学級でありまして、このクールダウンに使う部屋が要ることなので、東中では3クラスを確保すると、こういった内容になっておりま

すので、すみませんが、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 分かりました。

あと財源が全て一般財源になっているのは、私ちょっと気になるんです。整備工事も含まれているんですけども、例えば国の補助金などは活用できないのかであったり、あとふるさと納税——ふるさと宇美町応援寄附金ですね。こういったところで、子どものために使ってくださいといったお金がかなりあるんです、そういったものを活用できないのか、ぜひ回答していただきたいと思いますが、あと加えて13ページの学校遊具の修繕なんかも、そういったところも財源のところが気になりますので、併せて国の補助金が活用できたり、ふるさと宇美町応援寄附金が活用できたりということは考えないのかと、ぜひ回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） まず学校教育課のほうからお答えします。

補助金については当然言われるように、うちのほうでないかということは調べております。ただこの教室増に関しては、ICT機器だったりとかというわけではないので、国とか県の補助がなかったというのが現状であります。

それからもう1点、先ほどの質問でお答えしておりませんでした、来年度以降の見込み、これについては、なかなか予想はしがたいのですが、ここ数年の対象者の児童生徒数等を見ていると、やはり年々増えてきております。ですので、これが減ったりというのは、なかなか見通し的にはないだろうというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） ふるさと応援基金について使えないかということの質問ですので、私のほうから回答させていただきます。結論からいきますと、基金を活用することは可能です。ありがたいことに、個人ふるさと応援寄附金ですか、これもかなり寄附をしていただいております、今回の補正予算におきまして、令和5年度の9月末の段階ですけれども、寄附額から、経費が65%ほどかかっておりますけれども、それを除いた額で7,830万の積立てを行わせていただいております。

しかしながら今回の補正予算で、基金への積立が成立後に活用していくということになりますので、今回の補正予算では活用は行っておりません。今後、令和6年度の事業で基金の活用を行っていきますが、その他の事業との状況を見ながら、学校や子育ての分野での有効活用も可能であるというふうには考えております。いずれにいたしましても、活用する事業の決定につきましては、令和6年度の当初予算の査定の中で各課の内容を確認し、そういった中で町長及び副町長査定の中で決定をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 今回はやらないということなんですけれども、全国の皆様から寄せられた寄附金は、やはりこんなことに使わせていただきました。これPRしやすいんじゃないかなと思っています。特に有効活用させていただいていますよ。どんどん表に出していただいてやるには持ってこいの事業じゃないかなと、私は思います。ぜひそういったことも加味しながら、この財源につきましては、しっかり有効活用というものを考えていただけたらなと思っております。回答は要りません。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 事業一覧で、14ページの83番総合スポーツ公園の件なんです、これは今扉を安全性のために交換されるということなので、これはいいことなんですけれども、今からいろんなスポーツ、イベントというのが総合公園で使われるようになってきています。この前もサッカーのアンダーナインの大会なんかがあったりとか、ラグビーも使ったりしています。今後、事前から話してましたけれども、照明器具ももう何十年で、そのままされてるじゃないかと思います。この辺りをどういう今後整備していくのか。しっかりその辺りをしないと、夜でも自由に使えるような形にすれば、もっと管理に対する収益なんかも取れることができるんじゃないかと思いますが、その辺りと、あと倉庫の中に眠ってる芝刈りの機械です。ああいうのもあのまま眠ったままなんです。あれも修理するなら修理して、コミュニティーの方が事務所借りられてますんで、ああいう方たちに整備されるということすればできると思うんですが、その2点について今後どういうふうにお考えなのか、お答え願いますか。

○議長（古賀ひろ子） 竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一） すみません。総合スポーツ公園の照明につきましては、今議員の御指摘のとおり、やはりちょっと老朽化といいますか、かなりつかない部分も増えてきているという状況でございます。この分につきましては、金額的にもかなり高額になるということもありまして、現在、計画的に進めるということで、大型事業の中で計画するように予定をしております。

実施に向けては、できれば令和7年度に向けてというところが今の現状でございますけれども、予算の関係もありますので、そういったところは関係課とも相談をさせていただきながら、実施に向けて進めてまいりたいというふうには考えております。

あとまた御指摘いただきました芝刈りの修繕費についても、この分についても修繕をしながら、当然、備品と言いますか機器の分については活用できるようにということで修繕をしていきたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ぜひとも令和7年度までということなんで、それまでにはしっかりした計画を立てていただいて、管理していただくようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。14ページから27ページまで、質疑のある方はどうぞ。

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 21ページ、地域交通費補助金、ここで512万円が減額になっています。先ほどちらっとだけ説明されたんですが、振替えが行われたということなんです。概要が分かりません。ぜひ一部が減って、一部が増額されている内訳というものを詳しく説明していただくのと、あと512万円、何で減額になったのかということ併せて詳しく説明してください。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一） コミュニティバスとかその辺についてはシティプロモーション課ですので、私のほうから回答をさせていただきます。まず、この大きな減額になりましたのは、令和5年度の当初予算を計上する際に、当然、補助金のことを確認して計上しておるわけでございますけれども、それから4月の年度が実際に変わりました、県にもう一度ちょっと確認をしましたところ、やはり情報の伝達がうまくいっていなかった。町のほうが受け方が悪かった確認の仕方が悪かったのかもしれないけれども、補助の取り方がちょっと違かったので、今回減額で入替えのことをやっております。

ですから、今、予算書のほうにも3つ項目を挙げていると思います。コミュニティバス等実証運行補助金とオンデマンド交通システム導入事業費補助金、それとオンデマンド交通運行事業費補助金、この3つがございますけれども、そのところで実際に、先ほど申しましたとおり最初の確認したときの、当初予算確認したときにはこちらのほうでもらえるというようなところを、うちのほうがうまく情報の確認できておりませんで、今回のこういう、ちょっと大きな金額でございます、結果的には合わせて521万減額という形になっております。申し訳ございませんでした。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ちょっと全体的なことでお尋ねいたします。10月20日の閣議の中で、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けて国家公務員の給与について——人事院勧告のことですね。8月7日の人事院勧告のとおり改定を行うことが決定したということで、私ははっきりこの12月定例議会の中で、このお話が出るんだろうというふうに予測をしておりましたが、今回の議案の中にはこの人事院勧告の内容が含まれておりませんでしたので、これはどこら辺で反映されることになるのかと、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 人事院勧告に係ります給与の改定につきましては、国のほうから必ず国会の法案が通ってからしか、市町村のほうでの条例改正はしてはいけないということが通達されています。この後の全員協議会で説明をするようにはしていますけれども、今回法令が通ったのが、そこではきちんとした日にちを報告するようにはしていましたが、11月の27か6日かぐらいに公布をされています。その時期は12月議会の議案が全てそろった段階でございましたので、その後、条例を作り上げて予算も今作り上げておりますので、本日、全員協議会で説明させていただいた後に、最終日に追加提案をさせていただこうと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ページ数でいきますと、43ページになるんですけども、シニアクラブ連合会の補助金、これがかなり減額になっています。高齢者のとても大切な団体の補助金がこれだけ減っているということで、あえて総括の中で聞かせていただきますけれども、シニアクラブ連合会の現状というものがどのようになっているのか。加盟団体の数や会員の推移、これについてまず回答をしていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康課長。

○健康課長（尾上靖子） 令和5年度のシニアクラブの状況でございますけれども、現在、11クラブがシニアクラブとして活動を行っていらっしゃる場所です。推移については、今、資料を持ち合わせておりませんが、年々ちょっと減少しているというような状況でございます。現在11クラブなんですけれども、令和5年に入って辻荒木のクラブが休会という形で、解散ではないんですが休会をされているような状況です。そのほかにも解散されているわけではないものの2クラブが休会という形を取っていらっしゃいます。休会は活動をしているクラブとして含めずに、11クラブということでございます。会員数につきましては、現時点で350人という状況になっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） このシニアクラブ連合会というのは、任意の団体、まあそうなんですね、ですけど、やはり当然宇美町と非常に関係が深い団体なんです。コロナ禍により高齢者は外

に出られない時期というのが、すごくあったんですよね。そういったことも影響して、シニアクラブ連合会への加盟がどんどん減っていったんじゃないかなと思っていますけれども、コロナも5類移行されて、今こそ今まで閉じこもっていた人たちがどんどん表に出て、一緒に活動しながら横の連携を深めていこうよ、そういったことをやはり進めていかなきゃいけないんです。

当然、町としてやっぱりサポートする側に立っていると思うんですけども、どんなことをサポートしてきましたか。指くわえて見ているだけじゃなかったんでしょうか。11団体です。これって本当に深刻なことだと思っています。ぜひここをしっかりとこ入れしていただいて、活動が活発になるようにとか、あくまで任意団体なんですけれども、そこはやはりしっかりサポートしていく必要があるんじゃないかなと思いますが、ぜひ見解をお示しください、今後の取組方も含めてですね。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康課長。

○健康課長（尾上靖子） シニアクラブにつきましては、今年9月に糟屋郡のシニアクラブ連合会の総会、幹部の研修会が宇美町が当番町ということで、中央公民館で研修会が行われたときに、私のほうも出席して、糟屋郡内のシニアクラブの幹部の方と話す機会があったんですけど、やはりどこの地区も会員の確保が本当に課題であるということで、同じような悩みを抱えていらっしゃる場所です。

それを町としてどのように支援していくかということでございますが、常々、会長や事務局長等と話す中で、これといった解決策がなかなか見つからないというところではありますが、今後、社会福祉協議会とも連携しながら、現在、老人福祉センターを事務局として、老人福祉センターを拠点としてシニアクラブの方はいろいろな会議とかを行ってあるんですが、老人福祉センターの中で連携して何か事業がやれないかとか、あと介護予防教室、5地区、私ども介護予防教室を事業として行っていますけれども、その中でシニアクラブの活動の御案内とか、そういった形で会員数が少しでも増加するように支援をしていければというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 会員数が少し増えれば、じゃないんです。もともと大きな団体だったんです。それが歯抜けのようにして、それぞれの地域では活動してありますよ。地域で活動していても、やはり情報であるとかそういったものが行き届かなくなって、発展性がないんです。やはりきちんとした団体に加盟してもらおうように、働きかけを地域の今脱退している団体に対して行わないといけないです。会員を少しでもじゃ駄目なんです。そうしないと、横の連携なんか取れませんよ。ぜひその辺りもしっかり担当課としてサポートする、各地回ってもいいと思いますよ。団体の役員さんたちとしっかり回っていただいて、ぜひまた加入してくださいよって。

この間グラウンドゴルフ大会も開催されたみたいなんですけど、参加者もかなり少なくなって

いたみたいなんです。昔めちゃくちゃ多かったです。私もいろいろサポートに入ったことありますけど。ぜひそういったことを新しい年度に向けて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 回答要りますか（「ぜひ回答をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか」と呼ぶ者あり）尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） シニアクラブにつきましては、一旦活動を中止しながらも、やはり交流の場が欲しいということで活動を再開された地区もございますので、そういった事例もありますので、会長はじめ会員の皆さんと連携しながら、先ほど私のほうも申し上げましたが、小学校区または小学校区のコミュニティ等に会長と一緒に活動内容を周知するなどして、またそしてシニアクラブのほうの活動内容ももっと魅力的な活動内容となりますように、一緒に考えながら連携して、もっと活性化するように支援していきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） ここで、丸山議員の質疑に対する回答について、瓦田シティプロモーション課長より発言の訂正の申出がっておりますので、これを許します。瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一） すみません、お時間いただきまして。先ほどの歳入の地域交通費補助金のことについてでございますけれども、私の責任の所在等について、もう一度改めて申し上げたいと思ひましてお時間を頂きたいと思ひます。

先ほど申し上げましたけれども、実際のところ町は当然当初予算のときに、どこの課もそうでしょうけど、県の要綱なりを見てちゃんと精査をして計上しておったんですけれども、これが年明けて5年の4月以降に県のほうから新しい要綱が示されたということで、現実的に当初予算には間に合わなかったと。だから、その時点での正しい情報では予算は組ませていただいていたんですけれども、それがどうしても県の発信が遅かったという形で結果的にこういう減額になったということでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号 令和5年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時51分散会

---